

西宮市社会福祉施設等指導監査事務要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、西宮市長が、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第70条、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の14第1項及び第46条第1項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第19条第1項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号、以下「障害者総合支援法」という。）第81条第1項、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第18条第2項並びに生活保護法（昭和25年法律第144号）第44条第1項の規定に基づき、社会福祉施設等（第3条第1号から第3号に掲げるものをいう。以下同じ。）に対して行う指導監査について必要な事項を定めるものとする。

(指導監査の目的)

第2条 社会福祉施設等に対する指導監査は、社会福祉施設等の適正な運営の確保及び社会福祉施設等によって提供される福祉サービスの質の向上を目的として実施するものとする。

(指導監査の対象)

第3条 この要綱に基づいて行う指導監査の対象は、次のとおりとする。

(1) 西宮市の区域内に所在する次に掲げる社会福祉施設のうち、国、都道府県、指定都市及び中核市以外の者が設置するもの

- ア 保育所
- イ 幼保連携型認定こども園
- ウ 母子生活支援施設
- エ 障害者支援施設
- オ 特別養護老人ホーム
- カ 軽費老人ホーム
- キ 救護施設

(2) 西宮市の区域内に所在する障害者総合支援法第80条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行う事業所（以下、「障害福祉サービス事業所」という。）

(3) 第1号アに掲げる保育所又はイに掲げる幼保連携型認定こども園において行う児童福祉法第34条の12に規定する一時預かり事業

2 前項第1号アに掲げる保育所及びイに掲げる幼保連携型認定こども園に対する指導監査にあつては子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に規定する特定教育・保育施設に対する確認制度に基づく指導監査を、同号エに掲げる障害者支援施設に対する指導監査にあつては障害者総合支援法に規定する指定障害者支援施設に対する実地指導又は監査を、同号カに掲げる特別養護老人ホームに対する指導監査にあつては介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する指定介護老人福祉施設に対する実地指導又は監査を、前項第2号に掲げる障害福祉サービス事業所に対する指導監査にあつては障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業に対する実地指導又は監査を、それぞれあわせて行うものとする。ただし、特段の事情がある場合はこの限りでない。

(指導監査の実施方針)

第4条 前条第1号キに掲げる救護施設に対する指導監査は、国から示される処理基準等に基づいて実施するものとする。

2 前項に掲げる救護施設を除く社会福祉施設等に対する指導監査は、国から示される技術的助言としての指導監査指針等を参考にするとともに、市民の社会福祉に対するニーズ等を考慮して実施するものとする。

(指導監査の実施方法)

第5条 指導監査の方法は、一般指導監査と特別指導監査とする。

なお、第3条第1号オまたはカに掲げる老人福祉施設における一般指導監査において、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができる。活用にあたっては、老人福祉施設の過度な負担とならないよう十分に配慮する。

2 一般指導監査は、毎年度計画的に、次に掲げる実地指導監査と書面指導監査に区分して実施する。

(1) 実地指導監査 社会福祉施設等において、関係者からのヒアリング及び設備、帳簿、書類その他の物件の審査により行う。

(2) 書面指導監査 あらかじめ提出させた資料の審査により行う。

3 特別指導監査は、次の各号のいずれかに該当する場合に、随時適切に実施するものとする。

(1) 社会福祉施設等の運営に不正又は著しい不当行為があったことを疑うに足りる理由があるとき

(2) 社会福祉施設等に関する法令及び当該法令により定められた基準に違反している又は違反していたと疑うに足りる理由があるとき

(3) 一般指導監査による指導事項に対して改善がみられないとき又は改善の内容が著しく不十分であるとき。

(4) 正当な理由がなく、一般指導監査を拒否したとき。

4 第2項第1号に規定する実地指導監査を実施中に前項各号に定める事由が確認された場合は、実地指導監査を中止し、直ちに特別指導監査を実施することができるものとする。

第6条 削除

(一般指導監査の実施頻度)

第7条 社会福祉施設等に対する実地指導監査は、毎年度1回実施するものとする。ただし、第3条第2号に掲げる障害福祉サービス事業所についてはこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第1号エに掲げる障害者支援施設並びに同号キに掲げる救護施設については、前年度における実地指導監査の結果、特に重大な運営上の問題点が認められなかった場合は、当該年度の一般指導監査を省略できる。また、前年度における実地指導監査の結果、概ね適正な運営の確保が認められた場合は、当該年度及び次年度の一般指導監査を省略できる。ただし、前回の実地指導監査の結果に関わらず、下記に該当する場合は、実地指導監査を実施するものとする。

- (1) 前回における実地指導監査以降、施設の運営や利用者の処遇について重大な苦情若しくは事故又は不祥事があること
- (2) 前回における実地指導監査以降、施設の運営等の状況に大きな変更があること
- 3 第1項の規定にかかわらず、第3条第1号オ及びカに掲げる老人福祉施設については、原則、3年に1回実施する。ただし、当該監査において問題点等を発見した場合あるいは前項各号に該当する場合は、原則によらず必要の都度、一般指導監査を行うものとする。
- 4 第3条第1号エに掲げる障害者支援施設及び第3条第1号オ及びカに掲げる老人福祉施設について、やむを得ない事由により実地指導監査の実施が困難であると認められる場合は、書面指導監査を実施するものとする。ただし、この場合は翌年度に実地指導監査を実施するものとする。
- 5 第3条第2号に掲げる障害福祉サービス事業所については、運営状況や利用者の処遇の状況を考慮し、必要に応じて実地指導監査を実施するものとする。
- 6 前4項の規定にかかわらず、第5条第3項に規定する特別指導監査を実施する事由まで至らないが、調査及び指導が必要と判断される事由があった場合は適宜、一般指導監査を実施し、状況把握に努めるものとする。

(一般指導監査の実施計画及び指導監査重点項目)

第8条 一般指導監査の実施に当たっては、指導監査方針及び実施時期等について実施計画を策定するものとする。

- 2 一般指導監査の重点的かつ効果的な実施を図るため、指導監査重点項目を設定することができる。

(指導監査の実施通知)

第9条 指導監査の実施を決定したときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を指導監査の対象となる社会福祉施設等の設置者に通知するものとする。ただし、緊急その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 指導監査の根拠規定
- (2) 指導監査の対象となる社会福祉施設等の名称
- (3) 指導監査の日時
- (4) 指導監査を担当する職員の数
- (5) その他必要と認める事項

(指導監査事前提出資料)

第10条 指導監査を行うに当たり、あらかじめ調査事項及び様式を定めて、指導監査の対象となる社会福祉施設等の設置者又は事業者から指導監査に関する事前提出資料を提出させるものとする。ただし、緊急を要するとき、又は第7条第5項に該当する場合その他必要を認めない場合は、この限りでない。

(一般指導監査の確認項目)

第10条の2 第3条第1号エに掲げる障害者支援施設又は同条第1号オ及びカに対する老人福祉施設に対する一般指導監査の実施にあたっては、国から示された標準確認項目・確認文書に基づき実施するものとする。ただし、施設の人員、設備及び運営に関して疑義が生じ詳細を確認

認する必要があると認めるときは、この限りでない。

(指導監査班の編成)

第11条 実地指導監査班は、職員2名以上をもって編成する。

2 特別指導監査班は、原則として、職員3名以上をもって編成し、うち1名は係長以上の職にある者とする。

(書面指導監査)

第11条の2 書面指導監査は、あらかじめ定めた調査事項及び様式により、指導監査の対象となる社会福祉施設等の設置者又は事業者が提出した書面により行うものとする。

(身分を示す証明書)

第12条 第5条に規定する実地指導監査又は特別指導監査（以下「実地等指導監査」という。）を実施する職員は、厚生労働省令に定める証明書を携帯し、かつ、関係者からの請求があるときは、これを提示しなければならない。ただし、第3条第1号エ又はカに対する実地等指導監査を実施する場合は、別記様式による証明書を携帯するものとする。

(指導監査後の措置)

第13条 指導監査を担当した職員は、指導監査終了後、その結果を社会福祉施設等の長若しくは管理者又は当該社会福祉施設等の設置者である法人の役員その他の関係者に講評し、改善の必要があると認められた事項について口頭により指示するものとする。

2 前項の職員は、指導監査の結果について、速やかに上司に報告するものとする。

3 指導監査の結果、改善を要する事項については、社会福祉施設等の設置者に対し、改善措置を文書により指導するものとする。

4 前項の規定により指導した事項については、社会福祉施設等の設置者から具体的改善措置について期限を付して文書により報告させるものとする。

5 前項の期限を著しく経過してもなお報告がない場合又は報告の内容が不十分で改善状況が確認できない場合には、改善状況について確認のための再調査を実施するなど必要な措置を講ずるものとする。

6 第3項の改善を要する事項のうち重大と認められるものについては、社会福祉施設等の設置者に対し、関係法令の規定による改善勧告（関係法令に改善勧告の規定がない場合は改善の指示）を文書により行うものとする。

7 第4項及び第5項の規定は前項の規定による勧告又は指示を行った場合に準用する。

(行政上の措置等)

第14条 前条の規定により改善の勧告又は指示を繰り返し行ったにもかかわらず、なお改善の措置が講じられないときは、個々の内容に応じ、社会福祉施設等の設置者に対して関係法令の規定による改善命令又は事業若しくは業務の停止等、所要の行政上の措置を行うものとする。

(事務の所管・連携等)

第15条 この要綱に定める事務は、西宮市健康福祉局福祉総括室法人指導課が所管するものとする。ただし、第3条第1項第1号アからウ及び同条第3号に掲げる社会福祉施設等に関する事務については、西宮市こども支援局子供支援総括室保育幼稚園指導課が所管するものとする。

2 この要綱に定める事務の実施に際しては、関係各課及び国、兵庫県等の関係機関との連携を

図るよう努めるものとする。特に、指導監査の過程において、所轄庁として処分権限を有さない法令又は通知（労働関係法令、消防関係法令等）に関する違反の疑いのある事項を発見した場合は、関係各課及び関係機関と十分に連携を図りながら、社会福祉施設等の設置者に対して管轄機関への確認を促す等の指導を行う。また、必要に応じて、処分権限を有する労働関係、消防関係等の関係機関へ通報する等の措置をとることにより、適切に対応するものとする。

（補 則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、社会福祉施設等に対する指導監査について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月25日から施行する。要綱名を「西宮市社会福祉法人等指導監査事務要綱」から変更する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式（第 1 2 条関係）

《様式 略》